

メーリングリスト（掲示板）の公開設定等に関する
調査報告書

2012年3月14日

日本弁護士連合会情報流出問題調査チーム

第1 はじめに

2011年12月26日、報道機関からの取材をきっかけにして、弁護士または弁護士会が作成したインターネット上のメーリングリスト（掲示板¹）に、個人情報を含む裁判関係資料や弁護士会の会務に関する情報が誰でも閲覧可能な状態で掲載されていることが判明した。

日本弁護士連合会（日弁連）において調査を開始したところ、次第に、第三者が閲覧可能な状態になっていた情報の中には、裁判員法²によって漏示が禁じられている裁判員候補者名簿や性犯罪被害者の情報も含まれている等、弁護士の情報管理の観点から深刻な事態が生じていることが明らかとなった。

そこで、日弁連は、弁護士及び弁護士会に対する緊急要請を行う等して、業務あるいは会務におけるインターネット上の情報管理の徹底を求めるとともに、12月27日に調査チームを設置し、事実関係の調査とともに再発防止策等を検討し、この度、本報告書を取りまとめることになった。

もとより、日弁連及び弁護士会は、弁護士自治の主体として、弁護士が職務を行ううえで遵守すべき倫理と行為規範が確実に遵守されるよう会員を指導・監督する責務を負っている^{3 4}。今回の事態は、後述のとおり、メーリングリスト開設者による利用規約及び初期設定の確認漏れ、並びにメーリングリストへの情報掲載者による機微情報の安易なデジタル化及びパスワード等のセキュリティ措置の不実施等の過失に起因するものであった。結果として裁判員候補者名簿、犯罪被害者の個人情報、その他の一般に公開されてはならない機微情報等が、誰でも閲覧することのできる状態に置かれ、実際に第三者に閲覧されていたという深刻な事態を引き起こし、弁護士と弁護士業務に対する市民及び司法関係者の信頼を著しく損ねる結果となった。

日弁連は、これらの事件の原因のひとつとして、弁護士業務におけるインターネット上の情報管理について指導・監督が不十分であったことを真摯に受け止め、このような事態が繰り返されることのないよう徹底した措置を講ずるべ

¹ 今回問題となった「ヤフーグループ」では、投稿用メールアドレスを使ってグループメンバーに同時にメールを送信できる機能（メーリングリスト）と、この投稿用メールアドレスを使って投稿したメールを常時閲覧できる機能（掲示板）のサービスを提供する機能を装備している（詳細は「第5 メーリングリストサービスの調査と会員への注意喚起について」参照。本報告書では「ヤフーグループ」における両サービスを総称して「メーリングリスト」と記載している。

² 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）」第109条「検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあった者又は被告人若しくは被告人であった者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第30条（第38条第2項（第46条第2項において準用する場合を含む。）、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」

³ 弁護士法第31条「弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」

⁴ 弁護士法第45条第2項「日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」

きである。具体的には、関係弁護士会に対し、背景事情を含めた事実関係を確認し、問題となった事例においては、その責任の所在を明確にし、メーリングリストの開設者である会員に対する懲戒を検討することを含め、関係会員に対し、適切な指導・監督を行うことを求める他、全ての弁護士及び弁護士会に対して注意喚起及び研修等を通じた再発防止のための指導を徹底すべきである。

加えて、日弁連自体においても、弁護士業務における情報セキュリティ全般について、さらに広範かつ専門的な調査・研究を行い、ガイドラインの策定、研修の実施等、弁護士と弁護士会に対する必要な情報提供と指導を行っていくべきである。

第2 経緯と対応

1 事件の発覚

2011年12月26日10時15分頃、新聞社の記者が来会し、広報課長が次のような報告を受けた。

- ・ ヤフー株式会社が運営する「ヤフーグループ」サービスを利用した弁護士のメーリングリスト（掲示板）において、個人情報を含む裁判資料等がインターネット上に誰でも閲覧可能な状態で掲載されている。
- ・ 同社ではこの弁護士の所属する事務所に取材をする等した後に報道を予定している。

その場において⁵、同記者が指摘する事実があることを確認したが、このままの状態が報道がなされると、広範なプライバシー被害が発生するおそれがあり、日弁連として必要な措置を講じるための時間が必要であることからその間報道を控えていただきたい旨を申し入れ、新聞社としては即日の報道の予定がないことを確認した。

2 事実確認と対応（12月26日）

(1) 海渡事務総長及び市毛広報担当事務次長は広報課長からの報告を受け、次のとおり対応することを決定した。

- ① この時点で誰でも閲覧可能になっている現在公開されているヤフーのメーリングリストを調査し、管理者に連絡を入れ、設定の変更または削除を要請する。
- ② 全会員宛てにメーリングリストの利用に関する注意喚起の通知をファックスにて発信する。
- ③ 北千住パブリック法律事務所に連絡を入れ、然るべき対応を求める。

⁵ 12月26日は日弁連の事務局内ネットワーク障害があり、記者のパソコンと記者が持参した資料等で事実確認を行った。

(2) 事務総長の指示の下、誰でも閲覧可能な状態で裁判関係資料の情報が掲載されている可能性のあるメーリングリストについて、以下のとおり対応した。

[検索条件] ヤフーグループサービス上で、①「弁護士」、②「誰でも参加可能」で検索

[検索結果] 57グループ（メーリングリスト）

[対応] 管理職に協力を求め、管理者若しくは連絡先が明らかになった会員に連絡し、直ちに削除または閲覧制限の設定とするよう要請した。

[対応結果] 1月6日時点での状況としては、47グループが削除され、9グループがその参加者について管理者の承認を要する設定に変更された。また、3グループについては一切投稿がなく、管理者が不明で連絡が取れず現在も設置されている。1グループについては公開することが前提で利用されているものと考えられる。

(3) 広報課長が、北千住パブリック法律事務所副所長に連絡を入れ、副所長が来会。事実関係の報告し今後の対応について相談した。

(4) 26日午後、テレビ局記者から広報課宛てに電話が入り、同社で報道の予定があることを把握。同記者に対しては、日弁連として、上記のとおり、対応を行っていることを説明した。さらに、17時すぎにはテレビの18時のニュースで放送予定であることの連絡を受けた。

(5) 26日午後、海渡事務総長から宇都宮会長に事実関係と対応状況について報告を行った。そして、全会員宛に緊急要請文（資料1）をファックスで送信することを決定し、17時すぎに発信した。

(6) 26日18時、19時テレビのニュースにて報道。（資料2）

(7) テレビのニュース報道を受け、マスコミ13社からの問い合わせに対応。その後順次、インターネット配信ニュース及び翌日朝刊等で報道（27日朝刊6社地方紙除く、テレビ5社、通信社2社）がなされた。（資料3）

3 調査チームの設置とマスコミへの説明（12月27日）

(1) 27日10時から、会長・事務総次長による緊急の会議を開催し、以下のとおり対応することを決定した。

① 調査チーム⁶を設置する。座長は市毛広報担当事務次長が務め、今回の問題についての事実確認と調査を行うとともに、再発防止策を検討する。

② 同日11時から臨時記者会見を開催する。会見では現在把握している事実関係について宇都宮会長より報告を行う。

⁶ 市毛由美子広報担当次長（座長）、海渡雄一事務総長、二瓶茂事務次長、生田康介広報室長、添田真一総務部長、紺谷幸恵広報課長の他、IT化推進ワーキンググループ委員及び同ワーキンググループ担当職員の8名で構成

(2) 27日11時から、臨時記者会見を開催した。会見の概要は以下のとおり。

[説明者] 宇都宮健児会長・海渡雄一事務総長・岡田理樹事務次長・市毛由美子事務次長・生田康介広報室長（司会）

[内容] 会長より、経緯と対応を説明。このような事態は弁護士の守秘義務、個人情報保護の観点で絶対にあってはならず、誠に遺憾であり、日弁連として、会員に対する指導を徹底する旨を表明。また、今回の件に関しての調査チームを設置し、事実関係の調査と再発防止策を検討する。事務総長より北千住パブリック法律事務所からの報告によると当該弁護士が管理していた掲示板等は30件弱あり、そのうち13件について誰でも閲覧可能な状態にあったこと、日弁連では、弁護団名が冠され、誰でも閲覧可能な設定になっている掲示板50数件について、管理者等に連絡を入れ、対応を要請した旨を報告。また、同事務所では同日（27日）18時から記者会見を予定している旨を説明した。

(3) 最高裁判所及び最高検察庁を訪問し、この間の経緯等について次の分担で報告を行った。

- ・最高裁：海渡事務総長，市毛由美子事務次長，生田康介広報室長
- ・最高検：市毛由美子事務次長，二瓶茂事務次長

(4) 27日18時から行われた北千住パブリック法律事務所の記者会見を傍聴し、その後、市毛由美子事務次長，生田康介広報室長，紺谷幸恵広報課長が同事務所の関係者から、発覚後の事務所の対応，メーリングリストの利用状況，データの保存状況，ヤフーグループ設定画面の確認状況等についてのヒアリングを行った。

4 ヤフーマーリングリストから裁判関係の資料を入手した市民による情報提供

マスコミからの情報提供がもたらされた翌日（12月27日）に、裁判員候補者名簿，判決書，ヤフーグループで「誰でも参加可能」になっているグループ一覧（検索条件は「弁護団」）等が日弁連宛てに郵送された。

送付主は一般市民であり，弁護団連絡用のメーリングリスト等が多数存在し，これらが「誰でも参加可能」な状態になっていることから，新聞記者を法律事務所に赴かせ，メーリングリストの削除をさせたとしている。

また，弁護士による守秘義務の認識の低さとインターネットについての無知から，これらの失態が生じたことは問題であり，早急な対応と処分を取ることを求めるとしている。

日弁連では、上記書簡を事務総長に回付のうえ、内容を確認し、事態の深刻さを認識することになった。

5 会員宛再要請（12月28日）

(1) 岐阜県弁護士会のメーリングリストにおいて市民窓口の関係の情報が漏洩したことについての報道を確認した（資料4）。

(2) 27日の北千住パブリック法律事務所からのヒアリング結果及び岐阜県弁護士会のメーリングリストの問題事案を踏まえ、全会員及び弁護士会宛の再要請文をファクシミリにて発信した（資料5）。主な通知事項は次のとおり。

- ・ヤフーグループの初期設定が「誰でも参加可能」となっていること
- ・弁護団のメーリングリストだけではなく、会派、委員会業務等の利用でも注意を求めること

第3 北千住パブリック法律事務所開設のメーリングリスト

1 北千住パブリック法律事務所からの報告

本事案は今回の問題の端緒となった事案である。日弁連では、「第2，1事件の発覚」で報告したとおり、新聞社の記者からの第一報を受け、当該事実を確認した。そして、その直後から、同事務所に連絡を入れ、情報を共有しつつ対応を行った。

2月1日付けで、同事務所から「当事務所所属弁護士設置のメーリングリストによる情報漏洩事件に関する報告書」（資料6）が提出された。報告書によると、同事務所における事実関係の概要は以下のとおりである。

(1) 事件の発覚と対応

- ① 12月26日昼頃に、新聞社及び日弁連から、同事務所のa弁護士が関係していると思われる刑事事件弁護団のヤフーマーリングリストについて、ウェブ上で誰でも閲覧できる状況になっており、判決書、裁判員裁判名簿、被害者の氏名及び電話番号等の個人情報漏洩しているとの連絡が入った。直ちにメーリングリストの状況を調査したところ、a弁護士ほか複数の弁護士が設置管理していたヤフーマーリングリストが、メッセージの公開範囲はメンバー限り（非公開）とされていたものの、グループメンバーになることについては、「誰でも参加可能」としてクローズ⁷になっておらず、結果的にウェブ上で一般人がメーリングリストに参加すれば、自由にメーリングリストに流れている情報を閲覧、取得で

⁷ 同事務所の報告書によると、「誰でも参加できます」から「管理者が参加を認めた人だけが参加できる」へ設定を変更することを「メーリングリストをクローズにする」として「クローズ」という表現を用いており、本報告書においても同事務所については「クローズ」を用いた。

きる状態になっていることが判明した。

- ② 同事務所では、直ちにメーリングリストのメンバーを第三者が自由に参加できないようにクローズに設定し直したが、既に参加した第三者によるさらなる情報漏洩を防ぐために、上記メーリングリストを含む、同事務所所属弁護士が設置したメーリングリストを例外なく全て削除した。
- ③ 翌27日、前日に続き調査を行い、18時から事務所において報道機関への謝罪会見を実施した。その後、一部クローズされていないb弁護士が設置・管理したメーリングリストが発見されたが、直ちに削除を行った。

(2) 事務所における調査

- ① 同事務所のヤフーマーリングリストの設置開始時期は、正確な時期は不明であるが、調査の結果、一番古いものは2008年1月頃に設置された刑事事件のメーリングリストであった。
- ② 調査の結果、刑事事件に関するヤフーマーリングリストの設置、管理の状況は同事務所の報告書中の資料3及び4記載のとおりである。クローズになっていなかったものは刑事事件のみであり、設置・管理者は弁護士4人で、メーリングリストの数は21である。その内訳は、a弁護士が13、b弁護士が5、c弁護士が2、d弁護士が1となっている。
- ③ 裁判員裁判事件においてメーリングリストがクローズになっていなかったものは合計10メーリングリストであり、国選事件が6、私選事件は4となっている。いずれも管理者が参加させていたメンバーは、当該事件の弁護人、弁護人となろうとする者及び事務職員である。また、メーリングリストに添付していた書面等は、裁判員名簿は3メーリングリストに添付され、判決書は4メーリングリストに添付されていた。その他、個人情報としては、個人名、住所、電話番号等が掲載されていることが判明した。
- ④ 裁判員裁判以外の刑事事件でクローズになっていなかったメーリングリストは合計11あり、国選事件4、私選事件7となっている（同報告書資料3）。いずれも管理者が参加させていたメンバーは、当該事件の弁護人、弁護人となろうとする者及び事務職である。また、メーリングリストに添付していた書面等は、判決書が2メーリングリストに掲載されていた。その他、個人情報としては、個人名、住所、電話番号等が掲載されていることが判明した。
- ⑤ 一方、クローズになっていたメーリングリストは、41メーリングリストあり、裁判員裁判が10、裁判員裁判以外の刑事事件が31あった。

(3) 事務所における対応

同事務所における事件後の対応は、次のとおりである。

- ① メーリングリスト設置弁護士及び弁護人らが連絡可能な被告人に対し、手分けをして直ちに訪問、電話等によって事実の報告と謝罪を行った。
- ② 被告人以外の関係者へは、メーリングリスト上で、「氏名、住所、電話番号」「氏名・住所」「氏名・電話番号」のいずれかに該当し、個人が特定されるおそれのあるもの、あるいは「電話番号のみ」で架電される可能性のあるものについては、個別に連絡し、説明及び謝罪を行った。氏名のみの場合は、連絡が困難であることから、同事務所のホームページ上で、再度報告及び謝罪を掲載した。
- ③ 同事務所としては、事件が発覚した12月26日時点でクローズとなっていなかったメーリングリストを削除したが、同リストに本来メンバーとして予定していない第三者が参加していたかを確認するために、1月7日にヤフー株式会社に対して、書面にてメンバーのID等の照会を行った。これに対してヤフーは、「現在のところ、開示相当との判断に至っていない」旨の回答をし、情報は開示されていない。
- ④ 事務所では、1月5日付けで、吉田健所長、a 弁護士、b 弁護士は1割の減給処分3ヶ月、c 弁護士、d 弁護士は1割の減給処分同1ヶ月とした。

(4) メーリングリストを利用した理由について

利便性と必要性の高さが主な理由である。同事務所でメーリングリストを設置していた者は、弁護団で事務的な役割を中心的に担わされている者がほとんどである。また、同事務所の弁護士は、事務所の方針として被疑者ないし被告人との接見を可能な限り行うことに努めており、その分事務所には不在のことが多く、メーリングリストによる情報の共有化を図ることが多かった。利便性の面では、ヤフーグループを使ったメーリングリストは、設置が無料であり、簡易に設置できることから、気軽に利用してしまった。複数人にメールを送信する場合に誤送信を防げる点、メーリングリストを利用するとその情報が送信者へも送信されるため備忘録的にも有意義であり、複数人が参加する弁護団での情報交換、情報共有化のために利用した。

(5) 今後の対応等

- ① 事務所としては、今回の件について、弁護士の厳格な守秘義務との関係では極めて重大な問題であり、厳粛に受け止める。また、今回の事件において、ヤフーメーリングリストの初期設定としてメンバーをクローズにしていなかったことが安易なミスであったことは間違いない。今後は、このようなミスを起こさないために、あるいは仮に起こしたとして

も情報が漏洩することのないよう二重三重のチェック方法を検討しなければならない。

- ② また、今回の原因は、突き詰めれば、ヤフーグループについて、その仕組み等を理解しない者が管理者となり、ヤフーグループを作成し利用したことにより、特に、利用規約上、ヤフーが、場合によってはコンテンツの内容を確認でき、公開対象以外の人にも公開される可能性があることと明示していることについて十分な理解がなかったこと、さらに極めて機密性が高い裁判員名簿をそもそもウェブ上に掲載し取り扱ってしまったことについては、厳格な守秘義務を負っている弁護士としては真剣に反省しなければならない。また、所属弁護士間でITや情報セキュリティへのリテラシーレベルが相当異なるにも関わらず、特に指導がなされないまま、メーリングリストの開設・管理を任せたり、電子メールで事件書類を添付して情報共有することにも問題があった。事務所としては、当面の措置として、所属弁護士全員に対し、事件に関してメーリングリストを利用することを全面禁止するとともに、電子メールで事件に関する情報をやりとりする場合には、一定のルールでパスワードを設定することを義務付けることとした。
- ③ しかし、複数の弁護士の共同受任というスタイルにおいては、今後も事件に関する情報をメーリングリストやメール添付等で共有することは不可欠であり、全面的に禁止することは現実的ではない。そこで、これらの問題点を検討するために所属弁護士複数名からなるIT・情報セキュリティプロジェクトチームを立ち上げ、事務所全体の情報セキュリティ強化に着手した。手順としては、ヤフーメーリングリストに代替するセキュリティ上問題のない情報共有手段の模索、意識向上のための継続的な研修会等の計画、メーリングリストに限らず事務所全体の情報管理の改善等を検討している。また、事件の情報共有のためにこれらの手段を利用するにあたっては、安全な利用方法マニュアルを作成し、利用することを研修で周知する。

2 調査報告に対する調査チームの検討結果

調査チームは、同事務所からの報告を受け、次のとおり検討した。

報告書によると、同事務所の所属弁護士が設置・管理していた刑事事件の61メーリングリストのうち21メーリングリスト（いずれもヤフーグループ）が誰でも参加・閲覧可能な状態であった。そして、そのうち3メーリングリストに裁判員法（第109条）によって漏示が禁じられている裁判員候補者名簿が掲載され、6メーリングリスト（裁判員裁判4，裁判員裁判以外

2)には判決書が掲載されていた。その他、個人情報として個人名、住所、電話番号等が掲載されていた。また、それらのメーリングリストに第三者がアクセスし、情報が漏洩したことも明らかになった。

また、メーリングリストに添付されていた書類について、同事務所に照会を行ったところ、クローズになっていなかった裁判員裁判事件のメーリングリスト中、3メーリングリストに開示証拠が掲載されており、同じく裁判員裁判以外の刑事事件のメーリングリスト中、3メーリングリストにも開示証拠が掲載されていたことが判明した。

以上のことは、いずれも弁護士に課された事件記録の管理義務（弁護士職務基本規程第18条⁸⁾）に抵触するうえ、刑事事件の開示記録に関しては刑事訴訟法上の適正管理義務（第281条の3⁹⁾）に抵触する。また、過失とはいえ裁判員法（第109条）によって漏示が禁じられている裁判員候補者名簿をPDF化して掲載し閲覧可能な状態に置いたことは、裁判員制度に対する市民の信頼を損なうことにもなりかねず、深刻に受け止める必要がある。

なお、同事務所は、個人情報を漏洩された当事者に対し個別の謝罪等を行っているが、閲覧した第三者が不明確なままであり、その範囲を可能な限り特定して、引き続き個別の謝罪がなされるべきであると思料する。また、報告書では、メーリングリストにアクセスした第三者の特定をするために同事務所よりヤフー株式会社にID等の情報開示を求めたが、いまだに開示がなされていない状態であるとされている。この点についても、引き続き交渉を進めるべきである。

第4 日弁連及び弁護士会におけるメーリングリストに関する調査

今回判明したヤフーグループを使った誰でも参加（閲覧）可能なメーリングリストの開設状況について、以下のとおり日弁連及び弁護士会で調査を行った。

1 日弁連メーリングリスト

(1) 日弁連専用メーリングリスト

日弁連の会務（委員会等の運営）においては、2002年以降、専用に構築したメーリングリストシステムを基本的には利用しており、事務局担当職員がメーリングリストの管理事務を行っている（現在、約600グループが登録されている。）。

このメーリングリストは、担当職員が登録したメールアドレスのみ参加

⁸⁾ 弁護士職務基本規程 第18条 「弁護士は、事件記録を保管又は廃棄するに際しては、秘密及びプライバシーに関する情報が漏れないように注意しなければならない。」

⁹⁾ 刑事訴訟法第281条の3 「弁護人は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等（複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。」

できる仕組みになっており、掲示板や公開機能（誰でも参加できる機能）もない仕様となっている。

よって、この日弁連専用メーリングリストを使用している限りにおいては、日弁連会務とは関係のない第三者がメーリングリストに加わることはできない仕組みになっている。

(2) 日弁連の会務で用いられている外部のメーリングリストサービス

一部では、日弁連専用メーリングリストではなく、その他のメーリングリストを使用しているケースも存在していることから、事務局内で利用状況について調査した。調査にあたり、①委員会等の会務活動で利用している日弁連専用メーリングリスト以外のもの、②委員会委員らが独自に立ち上げたメーリングリストに日弁連職員が参加しているもの、③その他日弁連職員が会務に関わるメーリングリストで存在を知っているものに分類して調査を行った。

その結果、①は19件、②は12件、③は3件存在していることが明らかになった。そのうち、①については1件がヤフーグループのメーリングリストで「誰でも参加可能」となっていたことが判明し、即座に管理者に連絡を取り、「管理者の承認」がなければ参加できないように設定変更を行った。

(3) 「誰でも参加可能」となっていたメーリングリストへの対応

(2)で述べた「誰でも参加可能」となっていたメーリングリストの参加者を確認したところ、5アドレスが第三者であったことが分かり、1月4日にこれらのアドレスを削除した。その後、日弁連専用メーリングリストを新たに立ち上げて、現在に至っている。

本メーリングリストに参加した第三者は、アドレスを削除するまでの間のやりとりを見ることができる状態だった。把握している限りでは、第三者がインターネット上に開設しているホームページ内でメーリングリストのやりとりの一部が公開されていた。

本メーリングリストは、弁護士以外にも外部の協力団体関係者が登録されており、13名の参加者が意見交換することを目的として設置された。日弁連では、東日本大震災に起因する被災者支援を様々な形で行っているが、このメーリングリストでは、弁護士だけでなく、民間の支援団体と連携を図りつつ、迅速に対応するために開設された。よって、弁護士のみが参加することを念頭に置いている日弁連専用メーリングリストを用いることがなかった。

このメーリングリストでは、参加者でない第三者の氏名、電話番号等が掲載されていた。この点については、日弁連から、当該本人に経緯を説明と謝

罪をし、御理解いただいている。

2 岐阜県弁護士会開設のメーリングリスト

(1) 岐阜県弁護士会からの報告

12月27日午後、市民から、広報課長宛に岐阜県弁護士会が作成したメーリングリストが誰でも閲覧できる状態になっている旨連絡があった。直ちに広報課長より岐阜県弁護士会の事務局に連絡を入れ、メーリングリストを削除するよう申し入れを行った。

同弁護士会からの1月16日付け報告書(資料7)によると、同会における情報漏洩問題の概要は以下のとおりである。

岐阜県弁護士会では、毎年度、同会の事務局が執行部用のメーリングリストをヤフーグループのサービスで作成し運用している。メーリングリストは、会長、副会長、事務局がメンバーとなり、主として常議員会の議案、出席が必要な行事の日程調整等、執行部間で協議すべき事項を扱っていた。今回問題となったメーリングリストは、平成20年度、平成22年度の執行部のメーリングリストで、事務局がメーリングリストの作成時に設定を誤り、公開された状態のままになっていた。また、本来であれば、年度終了後5月頃にはメーリングリストを削除するべきところを誤って削除をしていなかったものである。

また、同会では、苦情処理結果を記録として残すために、事務局が受け付けた苦情を担当執行部に伝達する手段としてもメーリングリストを利用し、事案ごとに異なるものの、苦情を申し立てた市民の氏名、連絡先(住所を含む場合もある)、苦情対象者たる弁護士の氏名、苦情内容等が記載されていた。

同会では、12月26日に日弁連から緊急要請のファックスを受け、今年度のメーリングリストが非公開設定となっていることを確認したものの、本来であれば既に削除している前提の過年度のメーリングリストについては確認を行わなかった。12月27日昼頃に、日弁連から連絡を受け、同日午後、過年度の執行部メーリングリストを削除した。しかし、各メーリングリストがどのような設定になっているかの確認を行わないまま削除を行ったため、どのメーリングリストが公開状態になっているか確認はできなかった。

また、同会の会館運営委員会、消費者問題救済センター委員会のホームページ更新プロジェクトチーム(既に活動終了)のメーリングリストでも「誰でも参加可能」の設定となっていることが判明したため、管理者たる弁護士に連絡をし、前者については、参加に管理者の承認を要する設定に変更し、

後者については削除を行った。

その後、12月27日夕刻、新聞社の記者から同会会長宛に取材があった。同記者によると、平成20年度、平成22年度のメーリングリストが公開されたとのことであり、メールの内容を印刷したデータを所持し取材を行った。12月28日の新聞朝刊で報道がなされ、同日朝、報道機関から多数の取材要請があり、同日10時から記者会見を行い、謝罪と事情の説明を行った。

今後の対応として、同会では会務活動に関するメーリングリストについては、情報漏洩を防ぐため取扱いルールの方策を進めている。また、情報漏洩があった市民には、対応を検討中としている。

(2) 調査報告書に対する調査チームの検討結果

岐阜県弁護士会からの報告を受け、次のとおり調査チームとして検討を行った。

同弁護士会の事案は、北千住パブリック法律事務所の件と同様にヤフーグループサービスの設定を誤り、同会の平成20年度、同22年度の執行部用のメーリングリストを誰でも閲覧が可能な状態としてしまったものである。そして、本メーリングリストには、事案ごとに異なるものの、苦情を申し立てた市民の氏名、連絡先（住所も含む場合がある）、苦情対象者たる弁護士の氏名、苦情内容等が記載されていた。

本件もメーリングリストの開設者による設定ミスという過失に起因するものではあるが、苦情処理窓口における秘密保持義務¹⁰を負うものとして、不適切であったことは否めず、弁護士会に対する市民の信頼を損なうことにつながり、深刻に受け止める必要がある。

3 熊本県弁護士会設置のメーリングリスト

(1) 熊本県弁護士会からの報告

1月6日17時すぎ、熊本県弁護士会高島剛一会長から、日弁連広報課宛てに同会の人権擁護委員会のメーリングリストが誰でも閲覧ができる状態にあり、このことについて、新聞社の記者から連絡があり、対応中である旨の連絡が入った。その後、対応方法等について、高島会長と広報課長において連絡をとりながら、情報共有を行った。

同弁護士会からの1月10日付け報告書（資料8）によると、同会における情報漏洩問題の概要は以下のとおりである。

1月6日の午前中に、新聞社の記者から、同会人権擁護委員会委員長のx弁護士宛に電話があり、2009年3月に創設されたヤフーの「人権調査」

¹⁰ 岐阜県弁護士会「弁護士業務等に関する苦情等の処理に関する規則」第8条 会長、副会長及び事務局職員その他関係者は、本規則に定める場合を除き、苦情等について知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

というメーリングリストが一般に閲覧できる状態にあり、x 弁護士が投稿した報告書も閲覧できることについてお尋ねしたいと取材依頼があった。x 弁護士はメーリングリストの作成に直接関わっていなかったため、確認の上で連絡すると回答した。

本件メーリングリストは、同会人権擁護委員会に人権救済申立があったことから、2009年3月に人権擁護委員会の担当委員らの連絡等のために開設されたものであった。

本件メーリングリストは、北千住パブリック法律事務所と同様にヤフーグループの設定において、「誰でも参加できる」「参加者は掲示板を閲覧できる」と設定し、特段の制限を加えなかったことが原因であり、他の委員もそのような設定ミスがあることに気づけなかったものである。また、開設及び管理者であるy 弁護士は、2010年4月に独立した後、管理メールアドレスを使用せず、その後も変更していなかった。

本件メーリングリストには、申立人及びその関係者に聞き取り調査を行う等した報告書が掲載されており、プライバシーに関わる重要な文書（実名記載）がやり取りされていた。

本件メーリングリストは、2009年3月30日に開設されてから、2012年1月6日に発覚するまでの間、人権擁護委員会の委員ら以外の第三者がアクセスした形跡は、2010年1月2日、2012年1月3日、4日の3件だけであったが、1月4日のアクセスは新聞社の記者と思われるが、2010年1月2日及び2012年1月3日のアクセスは不明の第三者であり、プライバシーに関わる重要な文書を閲覧している可能性は十分に考えられる。

本件に対する対応としては、y 弁護士が1月8日まで熊本に戻らないということから、x 弁護士がID、パスワードをy 弁護士に確認し、1月6日午後にメーリングリストの設定を「管理人の承認により参加できる」「参加者のみ掲示板を閲覧できる」に変更した。また、本件メーリングリストにアクセスした不明の第三者についてはただちに予告なしにメーリングリストの参加者から排除した。

同会では、1月6日付けの日弁連からの要請文書を受け、同会会長名でメーリングリスト等の設定確認について（緊急要請）と題する書面を会員に送付した。

本件メーリングリストは、申立人により人権救済の申立があった事案であり、申立人には福岡県弁護士会の弁護士が、相手方には熊本県弁護士会の弁護士がそれぞれ代理人として付いており、同会会長から、それぞれ電話をし、今回の経緯とその後の対応の説明と関係者に多大な迷惑をかけたことの謝

罪を行った。

また、1月11日17時から本件メーリングリストの管理問題について記者会見を行い、経緯の説明と謝罪を行った。

(2) 調査報告に対する調査チームの検討結果

熊本県弁護士会からの報告を受け、調査チームとして以下のとおり検討を行った。

同弁護士会の事案は、北千住パブリック法律事務所の件と同様にメーリングリストの開設者が、ヤフーグループサービスの設定を誤り、同会人権擁護委員会に対する人権救済申立事件処理を行うために作成したメーリングリストを誰でも参加・閲覧な状態としてしまったものである。

本件もメーリングリストの開設者による設定ミスという過失に起因するものではあるが、人権救済申立事件という秘密保持義務¹¹を負うものとして、不適切であったことは否めず、弁護士会に対する市民の信頼を損なうことにつながり、深刻に受け止める必要がある。

4 その他の弁護士会が設置したメーリングリスト

日弁連では、この間、3回にわたり各弁護士会に対し、メーリングリストの利用に関しての注意喚起の文書を発信しているが、2月17日付けで、全弁護士会に対し、あらためてメーリングリストの利用状況やその後の対応について文書にて照会を行った。その結果は資料9のとおりである。

また、2月15日付けの新聞夕刊（資料10）によると、前述の熊本県弁護士会の他、京都弁護士会、大阪弁護士会の会員が開設したメーリングリストについての報告があった。

照会結果によれば、6弁護士会（東京・大阪・兵庫県・岐阜県・熊本県・香川県）が設置・管理しているメーリングリストで、第三者が参加・閲覧できる設定になっていた。これらは委員会等会議での事務連絡・意見交換を用途にしているとの回答を得ているが、報道された事例のとおり、一部ではセンシティブな個人情報などが誰でも閲覧可能な状態で掲載されていた。

また、個々の会員が設置したメーリングリストの実情については、弁護士会で正確な実態把握は困難であるが、今回の照会結果によれば、10弁護士会（東京、第二東京・千葉県・群馬・大阪・京都・兵庫県・滋賀・長崎県・仙台）で、所属会員が設置・管理しているメーリングリストで第三者が参加・閲覧できる設定になっていた。

¹¹ 熊本県弁護士会人権擁護委員会規則第8条「委員長、副委員長、委員及び本会の職員は、委員会の所掌事項に関してその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」
熊本県弁護士会人権擁護委員会事件処理規則第14条「委員会の委員は、事案の調査にあたっては秘密を保ち、関係人の名誉を損ずることのないように注意しなければならない。」

いずれのメーリングリストも第三者が参加することを意図していなかったが、開設者が操作を誤り、初期設定が誰でも参加できる状態になっていることに気づかなかつたものと考えられる。

なお、照会結果で報告された事例については、日弁連や弁護士会が会員への要請を行った後に閲覧者を制限する設定に変更され、あるいは閉鎖されたものも含まれている。

第5 メーリングリストサービスの調査

1 ヤフーグループのメーリングリストについて

(1) ヤフーグループサービスの概要

今回問題となったメーリングリスト（掲示板）は、「ヤフーグループ」の機能の1つであり、ヤフー株式会社が無料で提供しているサービスである。同サービスの目的等については、同社のウェブサイト上で説明されている。

（資料11）

同社サイトの説明によると、ヤフーグループは、グループ活動の場を提供するサービスであり、お知らせ機能として、同時にメールでメッセージを確認できる機能を備えている。この機能を使うとヤフーグループに登録されているグループ専用の投稿用メールアドレスにメールを1通送るだけで、掲示板への投稿ができ、グループメンバー全員に新しい投稿があったことと、メッセージの内容をお知らせするメールがヤフーグループから配信される。

すなわち、グループ専用の投稿用メールアドレスを利用して、所謂「メーリングリスト」として利用することが可能であり、さらに、グループ用のサイト上には、当該投稿用メールアドレスを使って投稿したメールを常時閲覧できるウェブ上の「掲示板」として利用することが可能である。

(2) ヤフーグループサービスの設定について

ヤフーグループの作成、設定については、管理者となる者が、「ヤフー JAPAN ID」を取得したうえで、自由にグループを作成し、設定ができる（資料12）。

北千住パブリック法律事務所の件を含め、今回問題となった事例はすべてこのグループの設定を誤ったことが原因であることが明らかになっている。本来は第三者が参加や閲覧できない状態で利用すべき目的のものを、設定ミスによって、情報が漏洩してしまったものである。

(3) ヤフーグループサービスの問題点と対策

調査チームでは、株式会社ヤフーを訪問し、ヤフーグループサービスの利用規約（資料13）を確認したところ、次のとおり問題点があることが判明した。

利用規約「第3章 コミュニティーサービスに関する規則(ガイドライン)」中の「3. コンテンツの公開制限機能」において、「運用上の事情により、やむを得ず当該コンテンツが公開対象範囲外の方に公開されてしまう可能性がありますので、あらかじめそのことにご同意のうえで、当該機能をご利用いただくものとします。」となっている。

メーリングリストや掲示板機能を使用する場合に、公開対象範囲を限定したとしても、何らかの事情によって、範囲外の第三者に公開されることに同意することが前提の利用規約になっており、弁護士の守秘義務を担保しているとはいえない。また、これらのサービスを利用する際には、参加できる範囲を設定する手順が必要になっているが、システムの初期設定値が「誰でも自由に参加できます」となっており、「管理者が参加を認めた人だけが参加できます」に設定変更する手順を行わなければならない仕様になっている。

この初期設定値については、ヤフー側が想定している利用形式としては、多くのユーザーが自由にグループに参加する仮想上の空間を提供することが原則であり、機密性の高い情報を扱うサービスとしては想定していないことが窺える。

よって、利用規約上の問題とともに、画面操作上のミスを予防するために、弁護士業務においては、ヤフーグループサービスを利用することは控えるべきである。

また、ヤフーに限らず、その他の運営会社が提供する同種サービスであっても、利用規約を点検して、弁護士以外への情報漏えいが生じることがないように予防に努めることが求められる。

2 ヤフー以外のサービスについて

弁護士業務の効率化にとって、メーリングリストの活用が不可欠であることから、その他のメーリングリストサービスの利用規約について以下のとおり検討した。

(1) Google について

Google グループユーザーが提供したコンテンツについて、サービスの運営・プロモーション・改善・新サービスの開発の目的に限定されているが、ユーザーから Google に対して、公衆送信等の権利がライセンスされることになっている。利用規約では、守秘義務に関する条項がないので、電気通信事業法4条(秘密の保護)12を排除しているのか否かは不明である。

¹² 電気事業通信法

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

また、利用規約「4. コンテンツ」においては、「ユーザーは、かかるコンテンツの正確性、完全性、または有用性に関する信頼性等、コンテンツの利用に伴うすべてのリスクを了承することに同意するものとします。」としており、この中に機密性がリスクとして含まれているのか不明であることから、弁護士の守秘義務を担保できるか否か判然としない。

なお、メーリングリストの設定画面では、参加できる範囲を選択する必要があるが、初期設定値がないことから、設定ミスが生じる可能性は低いものといえる。

(2) ニフティについて

会員規約第38条において、会員については通信の秘密を守ることが規定されている。ニフティが提供するメーリングリスト利用規約では、同社の免責事項の中で、メーリングリストが支障なく利用できるよう善良なる管理者の注意をもって運営する旨が盛り込まれている。

利用規約を見る限りでは、弁護士の守秘義務を担保するために必要な一定のレベルにあるものと考えられる。

ただし、メーリングリストの設定画面では、参加方法の初期設定が「誰でも参加可能」になっており、ヤフーと同様に設定ミスが生じる可能性は否定できない。

第6 結語（再発防止に向けて）

1 調査チームの評価と分析

(1) 弁護士が遵守すべき義務について

本来、弁護士がIT技術を利用して業務の効率化を図ること自体は依頼者の利益にも通じるもので決して否定されるべきではないが、利便性や効率性を享受するにあたっては、IT技術を利用する際のリスクを十分認識し注意を尽くすべきである。インターネット上の情報は容易に拡散しうるものであり、弁護士がその職務上秘密として管理すべき情報が一度インターネット上で第三者に入手されてしまうと、依頼者または関係者に回復し難い損害をもたらす可能性が高い。その結果の重大性に鑑みれば、弁護士がインターネット上で守秘義務の対象となる情報を取り扱う場合は、紙媒体の事件記録管理に比してより一層の慎重さが求められるべきである。

また、IT技術を利用する際に注意しなければならないのは、情報漏えいの問題だけではない。依頼者等から委託された情報を紛失したり改ざんされたりしないように、安全に管理することが求められる。デジタル情報は、紙媒体よりも、物理的な損傷や不注意による紛失・消去の危険が高く、また、紙媒体よりも改ざんが容易である。したがって、紛失や改ざんに備えて情報

セキュリティの確保に努める必要があることから、ウィルス対策やバックアップ等ソフトウェア上の安全措置を講じ、かつ、それらを適正に運用できるように事務職員等を指導管理しなければならない。

(2) メーリングリスト利用時の注意義務

今回の一連の事件のように弁護士がその業務上使用する目的でメーリングリストを開設する場合には、自らまたはメーリングリストの参加者が当該メーリングリストに守秘義務の対象となる情報を投稿することが十分予想される。そのため、開設者は、利用規約上も守秘義務を負わない第三者に情報が開示されないことがプロバイダーの利用規約で担保されていることを確認し、かつ、投稿された情報がそのような第三者に閲覧され、または転載その他の方法でインターネット上で拡散することのないよう十分な注意を尽くして初期設定を行うべき注意義務を当然に負っているものと解される。本件一連の問題は、一次的にはメーリングリストを開設した弁護士の上記注意義務違反に起因するものといえる。

加えて、メーリングリストに守秘義務の対象となる情報を投稿した弁護士についても、対象情報の秘密性との関係で注意義務が問題とされるべきである。即ち、当該情報の漏洩による被害が大きいことが想定される場合には、これが第三者に閲覧され、またはインターネット上で拡散することの危険を十分予想すべきであり、これをデジタル化し、または電子メールやメーリングリストでこれを送信しようとするには、必要最小限の範囲にとどめたうえで、パスワードの設定その他のセキュリティ上の措置を講じる等の慎重な扱いがなされるべきである。本件一連の問題についても、裁判員候補者名簿や性犯罪被害者の個人情報については、安易なデジタル化やインターネット送信により漏洩の責任を問われる危険があることを認識すべきであったのであり、これを怠った点も看過すべきではない。また、投稿しようとしているメーリングリストの守秘性等に疑義がある場合は、管理者に確認を取るなどして疑義を払拭した上で投稿をする必要がある。

(3) 日弁連及び弁護士会が遵守すべき義務について

日弁連及び弁護士会は、弁護士情報のみならず、市民からの法律相談等に関する情報も取り扱っている。また、個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者としての義務を負っており、個人データの漏洩防止等の安全管理に必要かつ適切な措置を講じなければならない（個人情報保護法第20条）。しかし、現実には、今回のような設定ミスに起因する漏洩問題への予防策は不十分であったのであり、この点は真摯に反省すべきである。

2 再発防止策について

(1) 日弁連による弁護士会への指導

一連の事件により、裁判員候補者名簿、犯罪被害者の個人情報、その他の一般に公開されてはならない機微情報等が、誰でも閲覧することのできる状態に置かれ、実際に第三者に閲覧されていたという深刻な事態を引き起こし、弁護士と弁護士業務に対する市民及び司法関係者の信頼を著しく損ねる結果となった。

このような経緯及び事態の深刻さに鑑み、日弁連は、東京弁護士会、岐阜県弁護士会、熊本県弁護士会に対し、以下のとおり、要請を行うべきである。

- ① 今回の不祥事に関して、早急に事実確認されたうえ、問題になった事例において責任の所在を明確にし、当該メーリングリストの開設者である会員に対する弁護士会による懲戒を検討することも含め、関係会員に対し、適切な指導・監督を行うこと。
- ② 前記の関係会員に対し、個人情報を漏洩された当事者への適切な対応を行うよう指導すること。
- ③ 会員に対し、掲示板やメーリングリストを利用した個人情報漏洩リスクの注意喚起を徹底するとともに、センシティブな情報は安易にデジタル化することを避けるように指導する等、十分な再発防止策を講じること。

また、全弁護士会に対しても、同様の問題が発生しないよう、メーリングリストを利用した個人情報漏洩リスクの回避のための注意喚起を徹底するとともに、センシティブな個人情報は安易にデジタル化することのないよう会員を指導することを求める必要がある。

(2) 会員への指導

- ① 日弁連は、2月6日付けで全会員に対して、弁護士の業務におけるメーリングリストの利用についての要請を行った（資料14）。その内容は、次のとおりである。
 - (ア) 今回問題になったヤフーグループを使ったメーリングリストは守秘義務上の重大な疑義があり、弁護士業務における守秘義務が担保されないことから、利用を停止すること
 - (イ) とりわけ刑事事件における機密性の高い個人情報（たとえば裁判員候補者名簿等）についてはデジタル化の可否について慎重な配慮を行うこと
- ② 日弁連及び弁護士会は、会員に対して、以下の点について指導を徹底する必要がある。
 - (ア) 弁護士職務基本規程が定める事件記録等の管理や秘密保持の規定の

遵守については、パソコン等の情報通信機器及びインターネット等の利用を前提とした弁護士業務においても、遵守が求められることに変わらないこと。

- (イ) メーリングリスト等を利用する場合であっても、弁護士はそのサービスの利用規約や初期設定の確認を行うべき注意義務がある。
- (ウ) また、デジタル情報は一度漏洩すると容易に拡散しやすいことから、機密性の高い情報のデジタル化及びインターネット送信については極めて慎重であるべきこと。

(3) 弁護士業務に関する情報セキュリティガイドラインの検討

弁護士業務で求められる情報セキュリティに関するガイドラインの策定に向けた検討が必要である。

もともと、弁護士は、業務形態も様々であり、かつ、ITの理解度も一律ではないことから、最低限必要とされる準則と最も望ましいレベルの準則を区別して定め、弁護士全体の情報セキュリティ向上に資する取り組みを行うべきである。

(4) 会員への情報セキュリティ研修の実施について

今回問題になったケースは、いずれもメーリングリストの設定ミスという不注意が引き起こした結果としては、極めて重大な事態であり、弁護士への社会的信頼を失う結果となった。日弁連では、再発防止のために、その原因を十分に検証したうえで、会員の情報管理及びセキュリティ向上に資する研修を行うべきである。現在は、弁護士業務にインターネット環境の下でのパソコン等の利用が不可欠となっているが、必ずしも会員は情報セキュリティに関する情報に精通しておらず、その知識の習得とスキルの向上は喫緊の課題である。

以上

(資料目録) 省略